

認可地縁団体となる自治会町内会へのご案内

認可地縁団体となり法人格を得ることで、

- ①継続した活動基盤の確立
 - ②法人として契約主体となることによる事業活動の充実化
 - ③法律上の責任の所在の明確化
 - ④個人財産と法人財産との混同防止
 - ⑤対外的な信用の獲得
- などにつながります。

認可後は会の運営を大幅に変更する必要がありますので、下記の注意事項をご確認いただいたうえで、法人化をご検討ください。

(注意事項)

- 1 構成員名簿を更新（構成員に変動があった場合に更新が必要です。）
- 2 当該区域の住民の概ね4割以上の構成員を維持
- 3 表決権を世帯から個人へ変更
（総会の際の委任状は世帯ごとではなく個人ごとに必要です。）
- 4 財産目録の更新（毎年事業年度の終了時までの間に財産目録の更新が必要です。）
- 5 告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等）を変更した場合は、**区長へ届出**
- 6 規約を変更した場合は、**区長へ申請**
（区長の認可を受けなければ、効力を発しません。）
- 7 収益事業を行う場合は、**必ず最寄りの税務署に相談**

この他にも認可地縁団体となる自治会町内会（その代表者）としての義務を負うこととなります。

地方自治法の規定等による義務（例）

- (1) 民事上の取引等に伴う法人としての一般的義務
- (2) 区域内の住民に対する不当な加入拒否の禁止
（地方自治法第260条の2第7項）
- (3) 構成員に対する不当な差別的取扱の禁止（地方自治法第260条の2第8項）
- (4) 特定政党の利用制限（地方自治法第260条の2第9項）
- (5) 損害賠償責任（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条）
- (6) 代表者の権限の制限（地方自治法第260条の6、地方自治法第260条の10）

※認可要件（第260条の2第2項）を満たさなくなった場合、認可が取り消されることがあります。

※役員に変更があった場合は、次の役員に注意事項を確実に引き継いでください。